⑴	不要財産としての国庫納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	機械装置（低品位鉱石・難処理鉱石に対応した革新的製錬プロセス技術の研究開発（微粉鉱の焙焼技術開発）で取得した設備）	機械装置（低品位鉱石・難処理鉱石に対応した革新的製錬プロセス技術の研究開発（煙灰中の銅・砒素の分離技術と砒素の安定貯蔵方法の検討に係る研究）で取得した設備）	現金及び預金（金属鉱業一般勘定における資産買収出資事業のための東日本大震災復興特別会計出資金）
		帳簿価額：299,054,201円	帳簿価額：16,358,456円	帳簿価額：8,000,000,000円
⑵	不要財産となった理由	微粉鉱の焙焼技術開発事業の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となるため	煙灰中の銅・砒素の分離技術と砒素の安定貯蔵方法の検討に係る研究事業の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となるため	金属鉱業一般勘定における資産買収出資事業のための東日本大震災復興特別会計出資金につき、今後使用する見込みがないため
⑶	国庫納付の方法	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付
⑷	譲渡収入による現金納付を行った資産に係る譲渡収入の額	299,054,201円	16,358,456円	―
⑸	国庫納付に当たり譲渡収入により控除した費用の額	―	―	―
⑹	国庫納付の額	153,556,533円㈱	16,358,456円	8,000,000,000円
⑺	国庫納付が行われた年月日	平成25年11月20日	平成25年11月20日	平成26年３月27日
⑻	減資額	―	―	8,000,000,000円

⑴	不要財産としての国庫納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	現金及び預金（金属鉱業一般勘定における資産買収出資事業のための東日本大震災復興特別会計出資金に係る運用益）
		帳簿価額：7,101,369円
⑵	不要財産となった理由	金属鉱業一般勘定における資産買収出資事業のための東日本大震災復興特別会計出資金に係る運用益につき、今後使用する見込みがないため
⑶	国庫納付の方法	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付
⑷	譲渡収入による現金納付を行った資産に係る譲渡収入の額	―
⑸	国庫納付に当たり譲渡収入により控除した費用の額	―
⑹	国庫納付の額	7,101,369円
⑺	国庫納付が行われた年月日	平成26年５月29日
⑻	減資額	―

㈱　譲渡収入の額と国庫納付の額との差額は民間団体等への納付額となっております。

10．退職給付引当金

当法人の属する通産関係独立行政法人厚生年金基金は厚生年金基金の代行部分について、平成26年３月１日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

当事業年度末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は2,202百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当事業年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44―２項を適用した場合に生じる利益の見込額は348百万円であります。

なお、上記の返還相当額（最低責任準備金）には、運営費交付金により財源措置される部分に係る金額が含まれております。

Ⅲ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅳ．固有の表示科目の内容

「民間備蓄融資事業貸付金」及び「民間備蓄融資事業借入金」については一定の日数の備蓄義務が課されている石油精製業者及び石油ガス輸入業者に対する備蓄石油・石油ガス購入資金融資とこれに係る同額の資金調達としての借入金であります。毎年４月末に全ての融資・借入を洗い替えていることから流動資産又は流動負債へ計上しておりますが、貸借対照表上相当の割合を占めていることから、他の貸付金又は借入金とは区別して表示しております。

Ⅴ．重要な後発事象

投資に係る重要な事象

当法人の探鉱等出資のうち下記については生産性が認められず事業を終結することとしております。

１．インペックスモザンビーク石油株式会社

同社はモザンビーク海上鉱区における石油等の探鉱事業を実施する会社であり、平成25年５月に探鉱出資として事業採択して出資を行ってまいりましたが、油ガス田の確認には至らず更なる試掘余地は認められないとの判断に基づき平成26年４月25日に本事業の関係各社との間で撤退に合意し、平成26年５月30日に事業終結と認定いたしました。

これにより、平成26年度において同社株式簿価の評価減（2,619百万円）及び経費負担（2,312百万円）による費用が発生すると見込んでおります。